

# 櫻の森

contents

- p1 政連支部長ご挨拶  
政連新任副支部長ご挨拶
- p2 東京行政書士政治連盟会長  
新年のご挨拶
- p3 渋谷区議会議長 新年のご挨拶
- p4 「おとなの社会科学」及び  
有村治子参議院議員講演会に参加しました  
区政要望報告

東京行政書士政治連盟渋谷支部会報（令和6年1月25日発行）  
 発行人：小林 裕門  
 編集人：石田 裕子/大槻 美菜/鈴木 果奈/石山 俊銘/西田 美樹  
 発行所：東京行政書士政治連盟渋谷支部  
 東京都渋谷区代々木1-38-2 ミヤタビル2階  
 TEL：0120-015-428  
 URL：https://shibuya-gyosei.net/



## 政連支部長より新年のご挨拶



東京行政書士政治連盟  
渋谷支部長  
**小林 裕門**

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。旧年中は東政連の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新たな年を迎えた一方で、元日の能登半島地震で亡くなられた皆様にはお悔やみを申し上げ、被災された皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、新年のご多祥を祈念申し上げます。

昨年4月には統一地方選挙が行われ、長谷部区長が再選され、10名の新たな区議が誕生されました。支部長として初めて区長及び区議会議員選挙を迎えたため、至らぬ点が多々ありましたことをこの場を借りてお詫び申し上げます。今年も引

き続き東京行政書士政治連盟本部と連携し、行政書士の制度や業務をご支援していただけるよう、長谷部区長や区議をはじめとした議員の皆さまと積極的にコミュニケーションを取っていきたくと思います。

また、ご紹介が遅れましたが、今年度から鈴切貴史会員・大槻美菜会員の両名が当支部政連副支部長に就任しました。渋谷区在住のお二人に副支部長をお願いすることで、行政書士としてだけでなく区民の視点で様々な要望や活動を行うことができると考えております。

今年も区民や区内事業者の皆様の権利利益の実現に資すること、行政書士制度の発展につながる活動に誠心誠意尽くして参る所存です。

皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げますとともに、本年も政連の活動へより一層のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

### 政連新任副支部長ご挨拶



**大槻 美菜**

今期より政連副支部長を拝命いたしました、大槻美菜です。行政書士になる以前より渋谷区民となり、渋谷区で開業し、出産して子育てをして、今はすっかりここが地元となりました。渋谷区で行政書士を営む皆さまのために何ができるか、若輩者ではありますが精一杯考えていければと思います。特に、渋谷区ではまだまだ実績数が多くない法教育の実施校を増やす活動にも力を入れていきたいと思っています。



**鈴切 貴史**

政連副支部長を拝命しました鈴切貴史でございます。自宅も事務所も渋谷区内であることから、渋谷区政の場面での行政書士の更なる活用を政連支部役員兼渋谷区民としての立場で新たな視点を取り入れて要望していきます。行政書士の地位向上に尽力いたす所存でございますので、何卒宜しくお願い申し上げます。



## 新年のご挨拶

東京行政書士政治連盟

会長 菅 邦博

謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

平素より、小林支部長をはじめ、渋谷支部会員の皆様におかれましては、東政連の活動にご理解とご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

はじめに、元日の能登半島地震でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表し、被災された全ての方々にご心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を祈念いたします。

さて、東政連会長に就任して7か月が経過いたしました。田崎前会長の施策を引き継ぎながら、時代の変化に対応できる柔軟な姿勢をもって会務運営にあたっております。昨年は、相続土地国庫帰属制度における申請書等の作成代行をはじめ、財産管理業務・成年後見業務に関する総務省通知、そして、入国管理局における非行政書士が申請書等の書類を作成することへの注意喚起の掲示、建設業許可申請書に行政書士の代理人欄を設ける等の成果をあげることができました。これも支部において、会員の皆様が地道な政連活動を行っていただいていることが礎となっております。改めて御礼申し上げます。

さて、私は毎月1回登録証交付式に出席してご挨拶をしておりますが、新入会員の皆様に必ずお伝えすることがあります。それは政治連盟には2つの大切な役割があるということです。

1つは、「行政書士の業務を守る役割」です。行政書士法第1条の2を読んでいただくと、行政書士の業務範囲を定めているのは行政書士法と他士業法や他業種の法律であることがわかります。そして、他士業法や他業種の法律が改正されると行政書士は独占業務を失いかねない不安定な状況にあることもわかります。そこで、政治連盟がさまざまな政治活動によって行政書士の職域へ入ろうとする他団体の攻勢を防いでいます。

もう1つは、「法令等の改正を通じて行政書士の業務を拡大する役割」です。今、行政手続のデジタル化ということが叫ばれており、行政書士はさまざまな役所へのオンライン申請をサポートして地域の皆様に貢献しておりますが、これは平成14年に行政書士法第1条の2に規定している「書類」に「電磁的記録」を括弧書きで追加した行政書士法の改正があったからこそ可能となりました。この法改正が無ければ、行政書士はデジタル化の波から完全に取り残されることになっていたと思います。この時の法改正には他の業界団体からの強い反対がありましたが、政治連盟の強い団結力と行動力で法改正を実現しました。

短くまとめると以上のような内容になりますが、このような政治連盟の役割について、新入会員の皆様だけでなく多くの会員の皆様にお伝えし、政治連盟の活動により一層のご理解いただきたいと考えております。引き続きのご協力を宜しくお願い申し上げます。

結びにあたりまして、渋谷支部の益々のご発展と支部会員の皆様のご健勝とご多幸を祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



## 新年のごあいさつ

渋谷区議会

議長 丸山 高司

謹んで新年のご挨拶を申し上げますとともに、元旦に発生致しました「令和6年能登半島地震」にて、被害に合われた皆様、ご関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。被災地の安全と一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

東京都行政書士会渋谷支部及び東京行政書士政治連盟渋谷支部の皆様には健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、小林支部長をはじめ会員の皆様方には、日頃より区政と区議会の活動に対し、あたたかいご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返ると5月には、それまで社会生活に大きな影響を与えてきた新型コロナウイルス感染症法上の位置付けが2類相当から5類感染症に移行いたしました。この移行とともに、本格的なアフターコロナの日常が訪れ、渋谷の駅周辺では、マスクを着用していない人や観光に訪れる外国人の姿を多く見かけるようになりました。渋谷区内の各地域では、団体活動やイベントなどが再び開催されるようになり、待ち望んでいた「活気」が街の中に、戻って来る様子を垣間見ることができました。

清々しい秋晴れの続く頃には、運動会や各種競技会、日頃の練習成果を発表する文化祭などリアル開催に躍動する方々のお姿を直接、拝見させていただき、また、11月の4日・5日に開催された「くみんの広場」では、東京都行政書士会渋谷支部の皆様にご参加いただいた「暮らしと事業の無料法律相談」をはじめとする出店テント、各種アトラクション、野外ステージを舞台にした踊りや合唱など華々しく行われ、多くの方々の楽しそうな様子を窺いながら改めて人と人が、触れ合い、つながるコミュニケーションの大切さを実感する貴重な機会でもありました。

渋谷区議会は昨年、改選期を迎え、新たな構成メンバーとなりましたが、「住み慣れた地域で、充実した日々を暮らせる街」「人と人がつながる街」を築いていくことは、変わらぬ我々の使命であると考え、これからも、議員一同、全力で活動してまいります。

渋谷支部会員の皆様方におかれましては、本年も渋谷区政、渋谷区議会へのご支援をお願いいたしますとともに、東京都行政書士会渋谷支部及び東京行政書士政治連盟渋谷支部の益々のご発展を祈念申し上げ、新年の挨拶といたします。

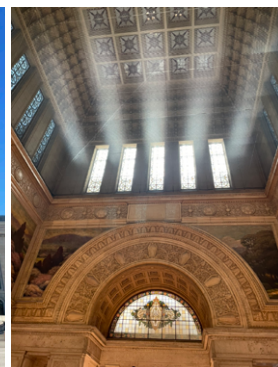


## 東政連「おとなの社会科見学」及び有村治子参議院議員講演会に参加しました。

12月22日(金)に、東京行政書士政治連盟で企画された国会見学会及び有村治子参議院議員の講演会に参加しました。国会議事堂は現在の貨幣価値で約620億円をかけて建てられたとのことで、国産大理石の重厚感や中央広場と議場の趣のあるステンドグラスは感慨深いものがあります。見学は平日であればどなたでも可能なようなので、一度行かれてみてはいかがでしょうか？



▲ 議事堂が晴天に映えます！



▲ 陽の光が差し込むステンドグラス

有村先生の講演会では、「海洋国家 日本のお島々」と題してお話を伺いました。国力とはなにか、国家とはなにか、主権とはなにかという問いから始まり、島国である日本にとって「島」と航路の安全を確保することがいかに大切であるかを、わかりやすく解説していただきました。140名もの参加者が話に引き込まれている姿が印象的で、人を惹きつける有村先生のお人柄が伝わってくる講演会でした。 (支部長 小林裕門)

## 令和6年度 区政要望のご報告

令和5年9月11日に立憲・国民渋谷議員団の区議の皆さまへ、10月28日に自由民主党の区議の皆さまへ、令和6年度の区政要望を行いました。要望事項は次のとおりです。

1. 新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした各種助成金・補助金等に関する相談に行政書士を積極的に活用されたい。  
(理由) 渋谷区ではスタートアップ支援は盛んですが、事業計画の作成や各種助成金・補助金等の申請を通して事業の継続を後押しするべく専門家を活用しやすくするため。
2. 災害発生時における被災者支援に行政書士を活用されたい。  
(理由) 地震や水害といった災害発生時に罹災証明書や仮設住宅の申請、相続関係書類に関する相談など、速やかに区民が相談できる体制が必要であるため。
3. 東京電子自治体共同運営サービスのユーザビリティ向上のために行政書士を活用されたい。  
(理由) 区内事業者が不利益を被っているケースが散見されるとともに、ユーザーが使いやすくなることで申請ミスが減り、区の事務的負担軽減にも繋がるため。
4. 月2回実施している区民相談(行政書士相談)の業務委託費を増額する予算措置を検討されたい。  
(理由) 国家資格者として責任ある回答をし、またそのために日々研鑽を積んでおりますが、最低賃金の上昇率に業務委託費が追いついていないと感じるため。
5. おくやみコーナーの設置を進めるとともに、窓口要員として行政書士を活用されたい。  
(理由) 人が亡くなったときの行政手続きは渋谷区役所以外にも及ぶため、窓口のご案内には行政手続きの専門家である行政書士を活用していただきたいため。
6. 成年後見制度に関する審議会等委員に行政書士を委嘱されたい。  
(理由) 財産管理業務及び成年後見人等業務を扱う行政書士も増えており、その専門家の一員として審議会等の委員として区に貢献したいと考えるため。

左記2については、渋谷区議会第4回定例会(11月27日)の桑水流弓紀子(くわするゆきこ)区議及び岡美千瑠(おかみちる)区議が代表質問の中で取り上げていただき、区長からは、「行政書士団体とは、協定締結については、他自治体の事例などを参考に研究をしてみたい」との答弁がありました。私自身この度の能登半島地震で被災者支援の重要性を痛感しており、引き続き要望してみたいと思います。

また、左記3については渋谷区だけの問題ではないことから、他支部の政治連盟はもちろんのこと、東京都行政書士会建設宅建環境部及びデジタル推進部とも連携して各方面への働きかけを進めております。

令和6年度の区政要望は終了しましたが、会員の皆さまにおかれましては、渋谷区や東京都や行政書士制度についてご意見がございましたら、支部長の小林までお寄せください。 (支部長 小林裕門)



▲ 立憲・国民渋谷議員団の方と ▲ 自由民主党懇談会

この政連支部だよりは、東京行政書士政治連盟に入会されていない方にも、入会を促進する目的で配布させていただきます。ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。